

一

般

質

問



町民のみなさんの生活を、より良いものにするため、町に対して質問を行いました。主な内容をお知らせいたします。

- P8 ……長尾 義和
- P9 ……太田 祐介、平田 要
- P10……中西 顕治、森田 則子
- P11……難波希美子、井上加奈子
- P12……岡本ひとし、中植 昭彦

一般質問



長尾 義和

問 令和2年の国勢調査の結果を受け、過疎法に基づく過疎地域として本町の全域が令和4年4月1日に指定されることになったが、過疎地域の現状をどう考えるか。

答 国土の大半を支える農山村地域は、人間生活に欠かすことができない多面的な機能を担っており、これからの持続可能な社会をつくる中心的役割を担っていくものと認識をしている。過疎地域をポジティブに捉え、地域資源を生かした自立的で個性あるまちづくりの実現に取り組んでいく。

令和4年4月時点の過疎地域の状況

- ・人口は、総人口の約9%
- ・市町村数は5割強
- ・面積は国土の6割強となる見込み。

全国の自治体の半分超が『過疎地域』に

過疎地域指定をどう捉えるか。

問 過疎地域指定の要件は。

答 表のとおり。

過疎地域指定の要件

区分	基準	能勢町
①人口要件	平成7年から令和2年の国勢調査の人口減少率が23%以上	35%減少
②財政力要件	平成30年から令和2年の財政力指数0.51以下	0.38

答 過疎対策事業は、充当率10%、元利償還金の70%が交付税措置される過疎対策事業債を活用できるため、財政的な負担は軽減される。

問 過疎法に定める過疎地域持続的発展市町村計画は作成するのか。

答 大阪府過疎地域持続的発展方針に基づき、町の持続的発展を図るための方針及び対策等を定める予定である。

問 今後、どのようなことを見込んでいるのか。

答 毎年度実施している事業計画調査を勘案し、過疎法に定める過疎地域持続的発展特別事業に基づき事業を実施していく。

今後、府との協議を経て、9月定例会議に計画案を示したい。